

夏季休暇期間中における動植物検疫の徹底について

アジア諸国では、ミカンコミバエ種群をはじめとしたミバエ類の発生が続いており、併せて、家畜の悪性疾病であるアフリカ豚熱や口蹄疫の発生が拡大していることから、現在、植物の病害虫及び家畜の伝染病の我が国への侵入リスクが極めて高い状況にあります。

日本政府観光局の統計によりますと、今年の月別訪日外客数は、1月から5月の5か月連続で単月の過去最高を記録しており、今後も増加することが見込まれます。

また、夏季休暇期間においては、多くの日本人観光客が海外に渡航することが想定されることから、水際での動植物検疫による対策が一層重要となっていると認識しております。

これを受け、農林水産省では、入国者に対する植物・畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしています。

○ 動植物検疫の紹介「どうぶつ と しょくぶつ の けんえき の おしらせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>

○ 動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html

○ 動物検疫所リーフレット

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#messages-to-you>

○ 動物検疫所ポスター

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html#posters>

○ 植物防疫所 HP 「重要なお知らせ」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/shomeisho/shomeisho2.html>

○ よくあるご質問

(植物防疫所) <https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

(動物検疫所) https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html

○植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持ち込みには、植物検疫証明書が必要です。肉・肉製品の持込は禁止されています。これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。違法な持込には、罰則（最大3年の懲役又は最大300万円（法人は最大5,000万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省のウェブサイトを確認ください。

https://www.maff.go.jp/pps/j/pqaqinfo_j.html

以上